

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第6回本部員会議

次 第

日時 令和2年4月8日（水）

午前11時から

場所 別館9階 特別第1会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 新型コロナウイルス感染症の県内の状況 : 資料1

(2) 本県の医療体制の状況 : 資料2

(3) 学校における教育活動 : 資料3

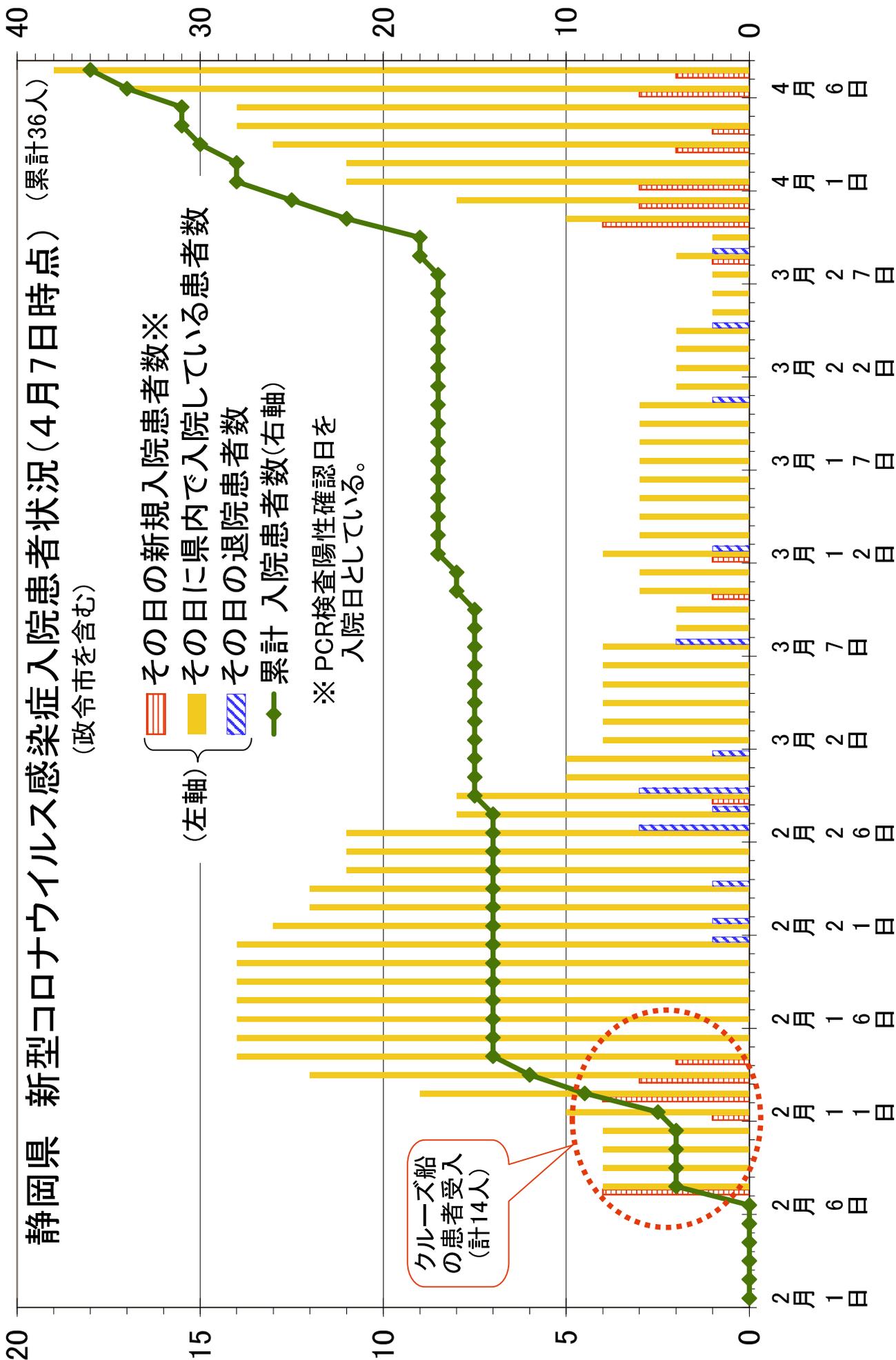
(4) 本県の経済対策の取組状況 : 資料4

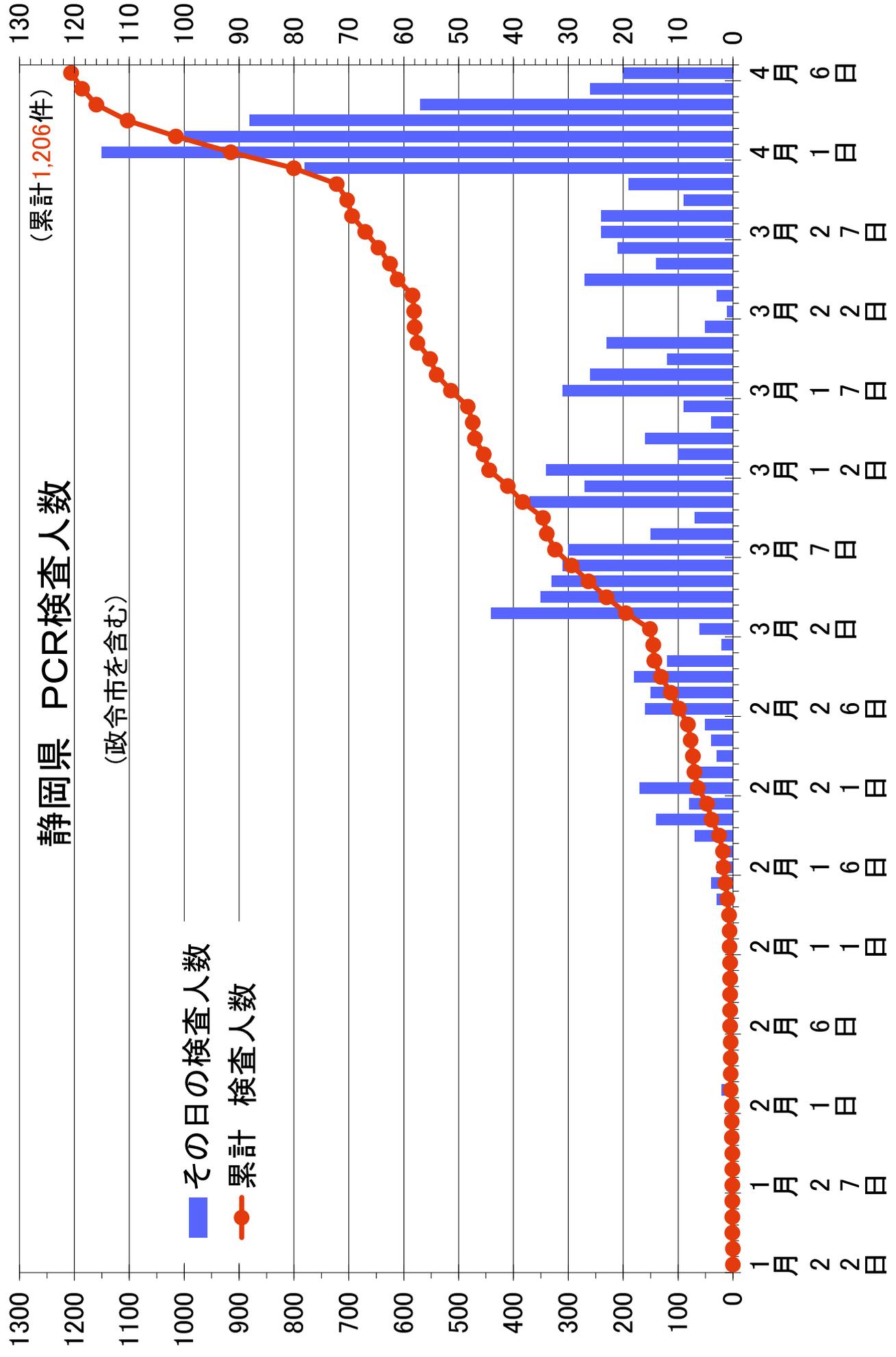
3 県民の皆様への呼びかけ : 資料5

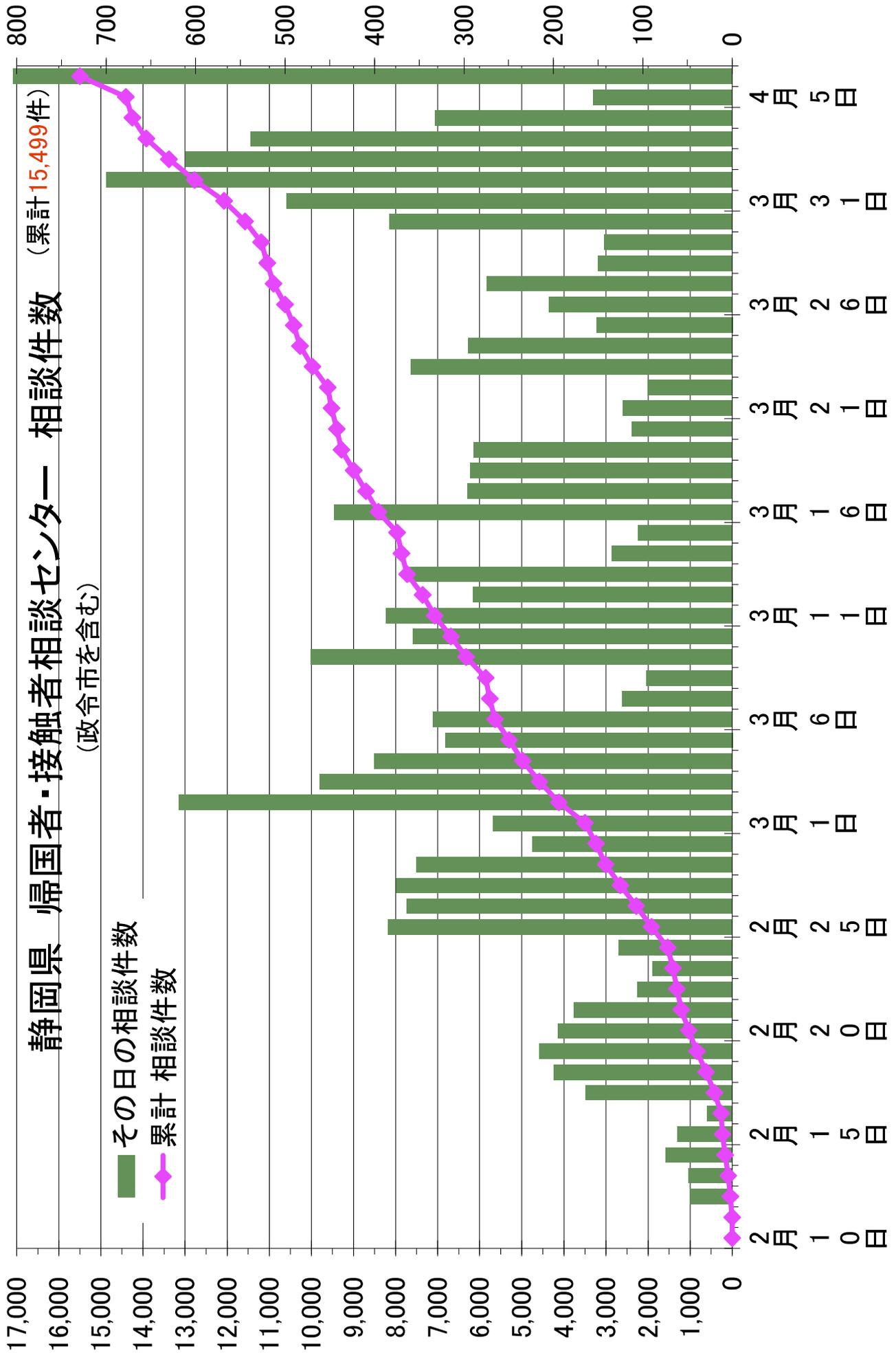
静岡県の新型コロナウイルス感染症対策の現状（令和 2 年 4 月 7 日）

（1）感染症の状況（政令市を含む全県の状況）

区 分	状 況																				
1 患者発生状況	(1)クルーズ船受入患者 14 人 (3/20 全員退院) (2)県内発生患者 22 人 うち 3 人退院 (4/7 現在)																				
	月別患者数の発生状況																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">2 月</th> <th style="width: 33%;">3 月</th> <th style="width: 33%;">4 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2/28 1 人</td> <td>3/10 1 人</td> <td>4/1 2 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3/12 1 人</td> <td>4/2 1 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3/28 1 人</td> <td>4/3 2 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3/30 4 人</td> <td>4/4 1 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3/31 3 人</td> <td>4/6 3 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4/7 2 人</td> </tr> </tbody> </table>	2 月	3 月	4 月	2/28 1 人	3/10 1 人	4/1 2 人		3/12 1 人	4/2 1 人		3/28 1 人	4/3 2 人		3/30 4 人	4/4 1 人		3/31 3 人	4/6 3 人		
2 月	3 月	4 月																			
2/28 1 人	3/10 1 人	4/1 2 人																			
	3/12 1 人	4/2 1 人																			
	3/28 1 人	4/3 2 人																			
	3/30 4 人	4/4 1 人																			
	3/31 3 人	4/6 3 人																			
		4/7 2 人																			
2 PCR検査件数	1,206 件 (1/22 から 4/6 まで) 県 572 件 静岡市 370 件 浜松市 264 件 ・ 3 月 1 日～31 日 平均 21 件/日 ・ 4 月 1 日～6 日 平均 67 件/日 ・ 地方衛生研究所 3 施設で平日通常 72 件測定可能																				
3 帰国者・接触者相談センター相談受付件数	15,449 件 (2/10 から 4/6 まで) 県 8,655 件 静岡市 3,547 件 浜松市 3,297 件 ・ 3 月 1 日～31 日 平均約 280 件/日 ・ 4 月 1 日～6 日 平均約 570 件/日																				
4 帰国者・接触者外来受診人数	720 人 (2/10 から 4/6 まで) 県 458 件 静岡市 111 件 浜松市 151 件 ・ 3 月 1 日～31 日 平均 15 件/日 ・ 4 月 1 日～6 日 平均 43 件/日																				
5 クルーズ船・下船者	28 人 (2/19 から 2/21 下船) 全員健康観察終了 うち 1 人発症																				
6 帰国者・接触者外来設置状況	25 医療機関に設置 (4/6 現在)																				
7 入院受入可能病床	現状 46 床 (第二種感染症指定医療機関) 一般医療機関 41 床がトイレ付個室で条件に適合																				







感染拡大に備えた医療体制の方向性

感染拡大の様々な局面に対応する体制を医療機関・民間施設等と連携し構築する。

＜現状認識＞

- ・ 県内の感染症指定医療機関の 46 床のうち既に 19 床に発症患者が入院治療している。一部の病院では満床となり、病院間調整を実施している。
- ・ 現在の速度で感染者の増加が続けば、来週中にも感染症指定医療機関だけでは入院治療が不可能となる可能性が高い。

＜方向性＞

- ・ 感染拡大の段階を設定しこれに応じた医療提供体制を構築
- ・ 感染拡大の段階は、現状の感染早期をベースとしつつ、移行期、まん延期と大きく 3 区分程度で設定する。
- ・ 段階の区分は、重症患者数と軽・中等症患者数を目安とする。
- ・ この 3 区分ごとの医療提供体制を示す。

＜今後の対応＞

- ・ 本日 16 時から開催の「感染症医療専門家会議」において、現状認識を共有し、目安となる患者数とそれに対応した医療提供体制をまとめる。
- ・ その上で、具体的な計画を速やかに立案し、医療機関、民間施設等との調整を行なう。

令和 2 年 4 月 8 日

学校における教育活動

県教育委員会

1 概 要

4月7日に発令された「緊急事態宣言」の指定地域に、本県は含まれていないが、指定地域である隣接県等との人の往来の状況を踏まえ、子供たちの感染のリスクを最大限に避けるため、全県立学校を臨時休校する。

2 県立学校の臨時休校と臨時休校期間中の教育活動

4月11日（土）から4月26日（日）までを臨時休校とする。

(1) 県立高等学校

区 分	臨時休校期間中の対応
健 康 管 理	生徒の健康状態を把握するため、通勤時間帯を避けた時差通学や、学年別等の分散登校を徹底する形で登校日を設ける。
学習指導支援	学習に著しい遅れが生じることのないよう、生徒に課題を提供し、登校日に家庭学習の状況を把握する。
心 の ケ ア	登校日にスクールカウンセラー等を配置するなど、相談体制を構築して生徒の心身の健康保持に努める。
部 活 動	中止する。

(2) 県立特別支援学校

区 分	臨時休校期間中の対応
児童生徒等の居場所の確保	やむを得ず家庭や放課後等デイサービスで過ごすことが困難な場合、通学している特別支援学校において通常の授業に相当する時間帯の受入れをする。感染のリスクが高いため、スクールバスの運行と給食の提供は行わない。
健 康 管 理	電話等により健康状態の把握に努める。
学習指導支援	児童生徒の実態に応じた課題を提供する。
心 の ケ ア	電話等による休業期間中の生活状況把握の中で、必要があれば面談の機会を設け、心身の健康保持に努める。

<参考>市町教育委員会の状況（4月7日時点で公表されているもの）

4月14日まで休校	菊川市
4月17日まで休校	焼津市
4月19日まで休校	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町、湖西市
4月21日まで休校	下田市、松崎町、西伊豆町、吉田町
4月22日まで休校	東伊豆町、河津町、南伊豆町、島田市、藤枝市、牧之原市、川根本町
4月26日まで休校	静岡市
5月6日まで休校	浜松市、富士宮市

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策（経済産業部）

（経済産業部）

1 要 旨

県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、急速に資金繰りが悪化している中小企業者の経営維持・安定を図るため、令和2年度一般会計補正予算の議決を得て、県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応枠」の融資枠を500億円拡大する追加支援策を実施中である。

2 県制度融資による金融支援

（1）金融支援の内容（3月18日～）

①融資枠の拡大

「新型コロナウイルス感染症対応枠」の融資枠を500億円拡大

②信用保証料の補助

SN4号・5号、危機関連保証を利用する場合、信用保証料の事業者負担をゼロとする

③融資限度額の引上げ

融資限度額を5,000万円から8,000万円に拡大

④融資利率の引下げ

融資利率を0.2%引下げ（市町に対しても利子補給を依頼）

（2）融資申込状況（4月6日現在）

○1,162件、約318億円（うち3月18日以降、1,114件、約312億円）

・業種別内訳（件数ベース）

業種	卸小売	製造業	建設業	飲食業	宿泊・ 旅行業	運輸業	その他
割合	24.4%	20.8%	16.0%	12.6%	6.6%	4.3%	15.2%

・地域別内訳（件数ベース）

地域	東部	中部	西部
割合	42.1%	36.2%	21.7%

（3）第4回経済対策会議の開催（4月9日 県、政令市、市長会・町村会）

国の緊急事態宣言、緊急経済対策の概要、県制度融資の申込状況、追加支援策の検討状況、各市町の対応等について、県・市町間で情報共有、意見交換を行い、今後の対応策の検討につなげる。

3 今後の対応

昨日（4月7日）決定された国の緊急経済対策を踏まえ、深刻な影響を受けている中小企業者への一層の支援など、迅速・的確な経済対策を講じていく。

令和 2 年 4 月 8 日
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長

県民の皆様への呼びかけ

昨日、首相の緊急事態宣言を受けた私の記者会見におきまして、県民の皆様へ呼び掛けを行いました。生活に直結する大変重要なことでもありますので、改めて県民の皆様へ呼び掛けをさせていただきます。

県民の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、日々大変な御協力をいただいておりますこと、医療関係者の皆様の御尽力により医療体制が維持されておりますことに、心より感謝を申し上げます。

本県では、新型コロナウイルスへの感染が確認された患者が現時点で 22 例報告されており、ここ 1 週間は増加してきております。

昨日、首相から東京都をはじめ 7 都府県に緊急事態宣言が発令されました。指定された地域では、感染拡大防止のため、住民の外出自粛や一部施設の使用制限などが要請されます。本県は指定地域になっておりませんが、政府方針に基づき、国民一丸となって、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止の措置を講じてまいります。

まず、県民の皆様には、東京都などの指定地域への訪問を避けていただくようお願いいたします。仕事等でどうしても訪問せざるを得ない場合には、こまめな手洗いやマスクの御着用など、徹底的に感染リスクを避ける行動を取っていただきますようお願いいたします。

指定地域から本県に帰省や訪問される方は、現在無症状であっても既に感染している可能性は否定できません。人との接触機会を減らすなど感染予防行動を徹底して取ってください。また、発熱など体調不良等が生じた場合は、帰国者・接触者相談センターに直ちに御相談ください。

一方で、帰省者等を受け入れる御家族の皆様などにおかれましては、その方が既に感染しているかもしれないという危機意識を持って、一定期間、生活の共有部分を分けるなど、自分がうつされない行動を取っていただくようお願いいたします。

県民の皆様には、引き続き、「3つの密（みつ）」が同時に重なる環境を避けることや、自らがかからないための手洗い、人にうつさないための咳エチケットなど、できる限りの感染予防行動を徹底して継続してください。

また、緊急事態宣言が発令された東京都などの指定地域内におきましても、食料品や医薬品など生活必需品の販売は継続されており、物資の流通体制も確保されております。従いまして、県民の皆様には、買い急ぎ等を行うことなく、安心して落ち着いて行動してください。

さらに、誤った情報を意図的に流す方々があり、昨今の携帯スマートフォン等の普及が悪用されております。県民の皆様には、新型コロナウイルス感染症に関する誤った情報、いわゆる風評に惑わされないことがないよう、情報の真偽をよく見極めていただきますとともに、自らの情報発信についても誤解されないことがないよう十分に御留意願います。

県内の感染状況等を踏まえ、休校措置を取る学校が多くあります。新学期を楽しみにしていた学生の皆様、保護者の皆様には大変な御心配をおかけします。お子様の健康・安全を第一に考え、またお子様から家族への感染防止など社会全体での感染抑止の必要性を踏まえた対応でありますことに、何卒御理解と御協力をお願いいたします。また、保護者の皆様がお勤めの企業などにおかれましては、引き続き御配慮をお願いいたします。

県といたしましては、この度の国の緊急経済対策に合わせ、感染拡大防止策や医療提供体制の整備、深刻な影響を受けている中小企業への一層の支援など、補正予算を編成し速やかに対応してまいりますので、今後とも県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。